

平成25年12月25日
畜水産安全管理課

食品工場から発生する畜水産残さの飼料としての利用再開

1. 現 状

(1) BSE発生防止の観点から、飼料安全法上、動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん及び魚介類由來たん白質をいう。）を含む飼料を製造することを原則禁止した。

ただし、豚や鶏の肉骨粉等は、BSE感染源とならないと評価されたこと^(※)から、牛等（牛、めん羊、山羊及びしか）由来の成分が混入しないよう分別管理した上で、と畜場、カット場、水産加工場等から出る動物由來たん白質を含む残さを原料とするチキンミール、肉骨粉や魚粉等（以下「肉骨粉等」という。）は、牛以外の家畜用飼料への利用を順次再開した。（参考1）

(※) 平成16年、食品安全委員会は、豚や鶏の肉骨粉等を牛以外の家畜用飼料に利用することによる人への食品影響は無視できると評価。

(2) 一方、加工食品（水産練り製品、肉加工品、調味料、冷凍食品等）工場の製造工程から発生する動物由來たん白質を含む残さ（以下「製造工程畜水産残さ」という。）については、肉骨粉等の原料として利用を再開していない。

(3) 近年、食品リサイクルの推進や飼料コストの低減化の観点から、関連事業者及び養豚関係者から、食品循環資源の飼料としての利用再開に対する要望が強くなっている状況にある。

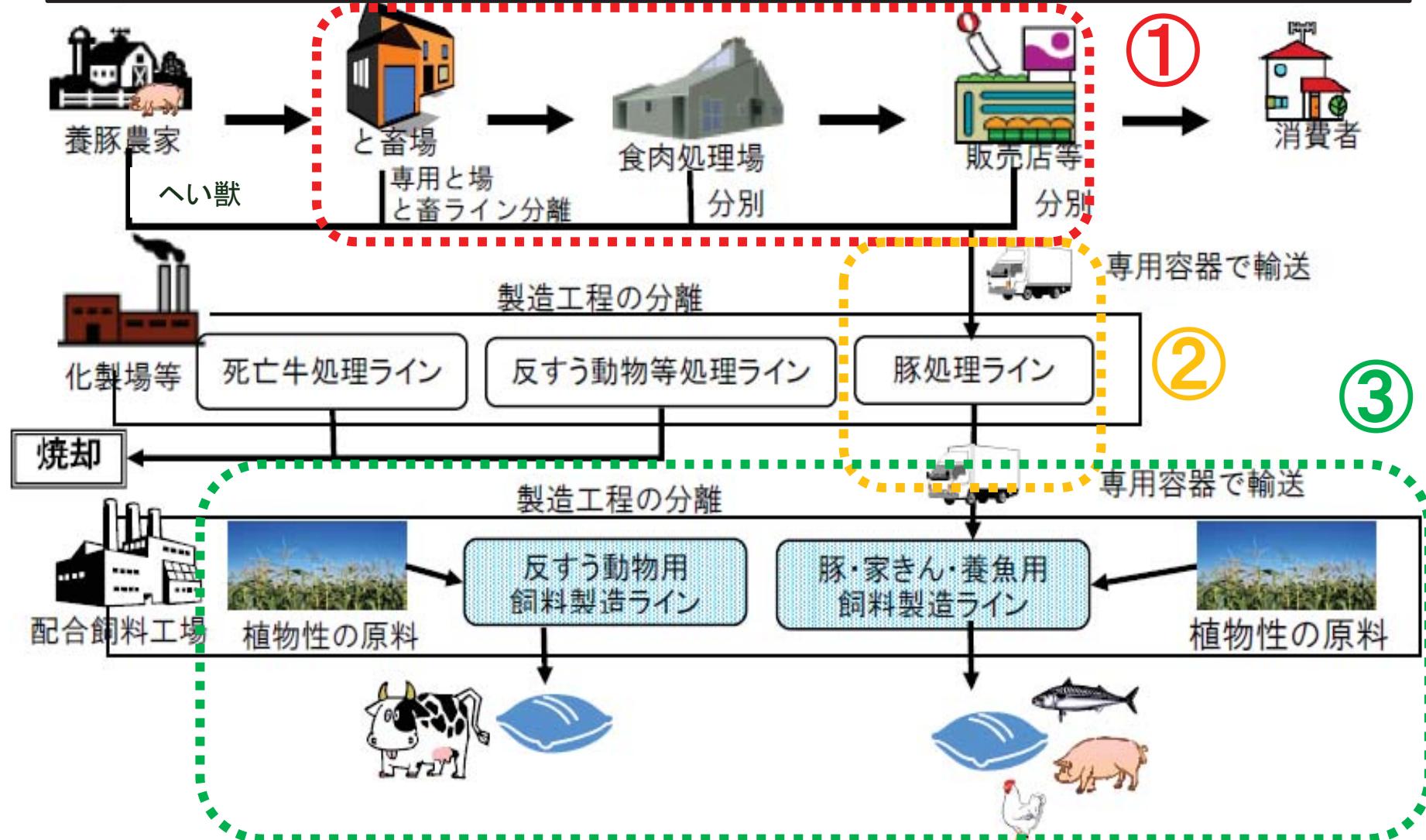
2. 今後の対応方向（案）

(1) 製造工程畜水産残さは、牛等由來の成分が混入しないよう分別管理が可能なことから、現行の飼料規制の一部を見直し、肉骨粉等の原料収集先であると畜場等と同様に、牛等由來成分の分別について大臣確認による管理措置を講じた上で、飼料としての利用を再開する。（参考2～4）

(2) 現状では、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」において、家畜等を対象とする飼料に動物由來たん白質が混入することを原則禁止とした上で、農林水産大臣が指定するものを告示「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」に定め、例外的に利用を認めている。

加工食品の製造工程から発生する畜水産残さの豚、家きん及び養殖水産動物への飼料利用を可能とするため、製造工程畜水産残さを「農林水産大臣が指定するもの」に位置づけることとし、同告示を改正する。

と畜場から農場にいたる肉骨粉等の製造流通過程における分別管理の徹底



牛用飼料への動物由来たん白質の混入防止対策

① と畜場、食肉センター、水産加工場における分別管理

豚肉骨粉等の原料となる畜水産残さは、牛を取り扱わない豚、鶏、魚の専用施設のみから供給。



牛を含まない畜水産残さ

- ・肉骨粉製造業者は分別契約を締結。
- ・農政局職員が分別状況を実地に確認。

② 豚肉骨粉工場における製造工程の分離

豚肉骨粉等は、牛を取り扱わない豚、鶏、魚の専用施設で製造し、豚、鶏、養殖魚用飼料の製造施設のみに供給。



牛を含まない豚肉骨粉等

- ・豚肉骨粉等は、流通過程での牛への誤用・流用を防止するため、肉骨粉供給管理票(マニフェスト)を付して輸送。
- ・FAMICが製造工程の分離状況を実地に確認。

③-1 配合飼料工場における製造工程の分離

牛用飼料と豚・鶏・養殖魚用飼料の製造施設は物理的に分離。豚肉骨粉等は、豚、鶏、養殖魚用飼料の製造施設のみで使用し、牛用飼料への交差汚染を防止。

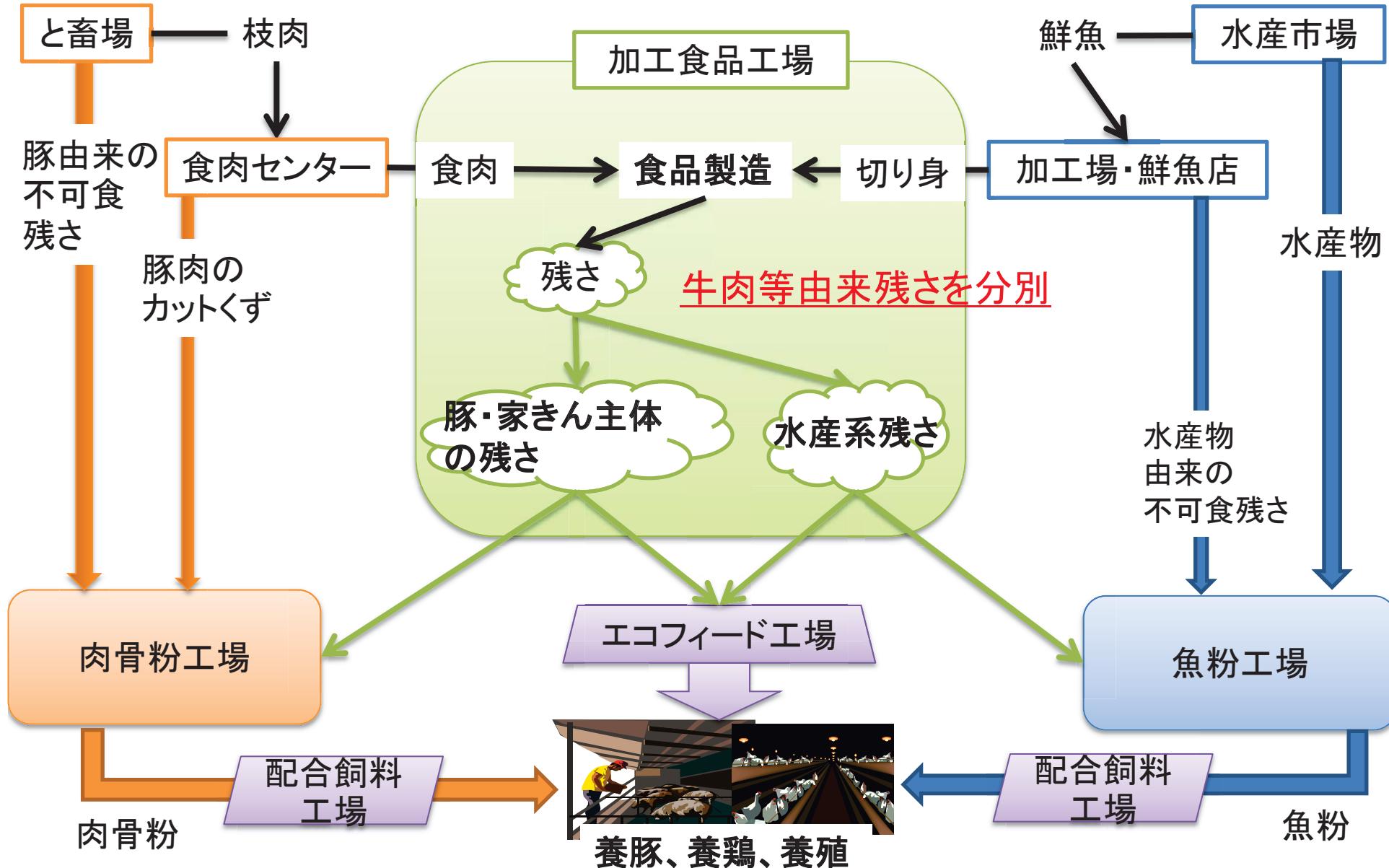
③-2 牛用飼料への肉骨粉等の交差汚染の防止

牛用飼料の輸入、製造、保管、使用の各段階で輸送容器等を専用化し、全ての段階で牛用飼料への動物由來たん白質の交差汚染を防止。

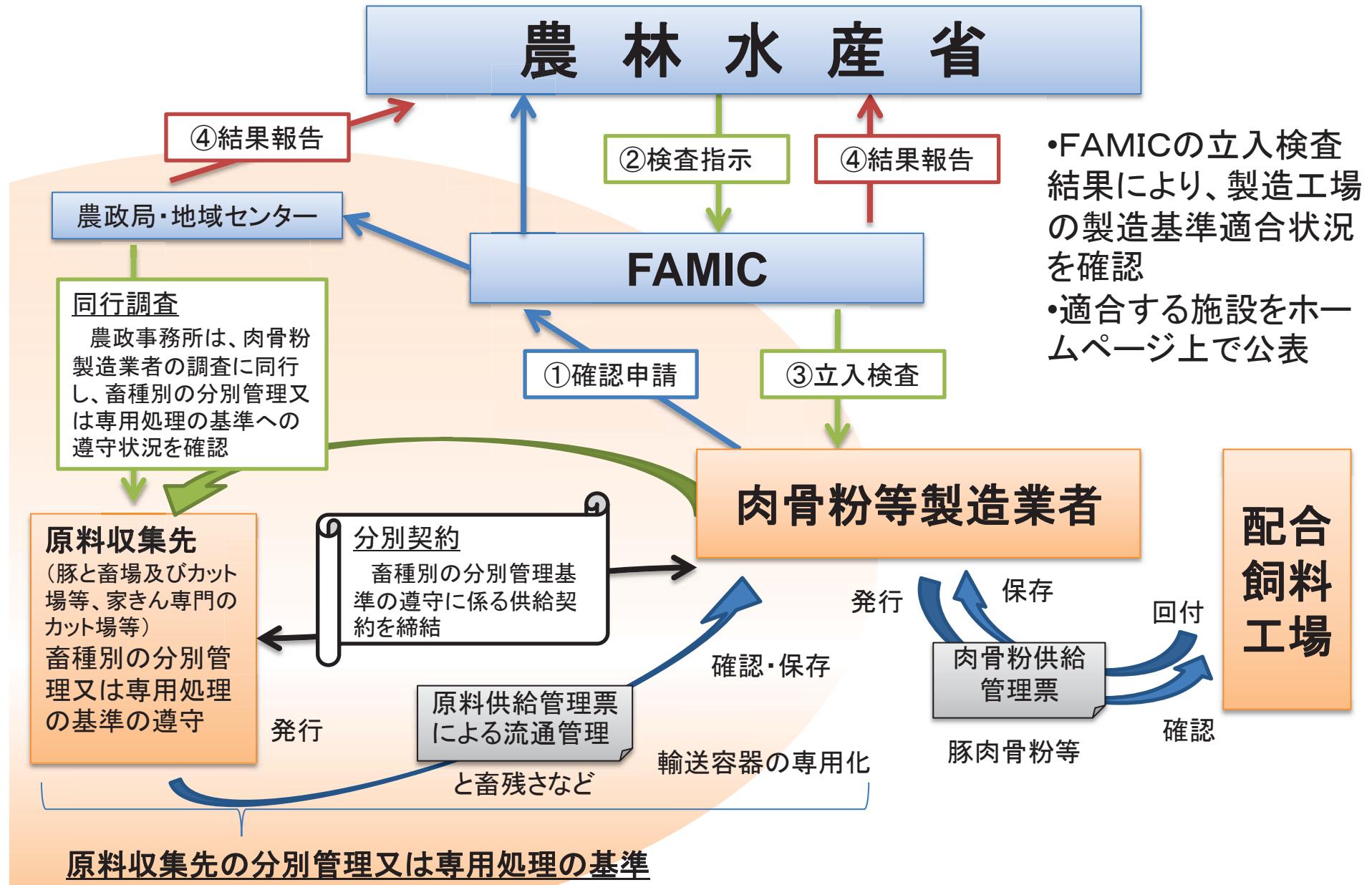
- ・FAMICが製造工程の分離状況を実地に確認。

利用再開の対象とする食品工場の畜水産残さ

 : の部分が利用再開の対象



大臣確認のチェック体制



食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
プリオントウ病小委員会の技術的助言
－食品工場から発生する畜水産残さの飼料としての利用再開－

1. 背景

(1) BSE発生防止の観点から、動物由来たん白質を含む飼料を製造することが原則禁止された。

ただし、牛等（牛、めん羊、山羊及びしか）由來の成分を含まない豚や鶏の肉骨粉等はBSEの伝達源となる可能性は極めて低いことから、豚肉骨粉等の原料収集先であると畜場、カット場等において牛等由来成分が混入しないよう分別管理されていることを確認した上で、と畜場等から出る残さを原料とする豚肉骨粉等の牛等以外の家畜用飼料への利用が順次再開された。

(2) 加工食品工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さは、現在、豚肉骨粉等への利用が認められていないが、これが豚肉骨粉等の原料として使用された場合にBSE発生リスクが現在よりも増加する可能性がないか検討した。

2. 検討内容

現在、講じられている牛等用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る管理措置を前提として、加工食品工場の残さを使用した場合のBSE発生リスクを検討した。

3. 検討結果

現在、講じられている牛等用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る(1)、(2)及び(3)の管理措置の下においては、加工食品工場の残さが豚肉骨粉等の原料に使用された場合であっても、BSE発生リスクが現在より増加する可能性は無視できる。

(1) 牛肉骨粉の飼料利用は禁止されており、輸入飼料原料、養殖魚用飼料、エコフィードなどを含め、全ての家畜用飼料に牛肉骨粉が混入することを防止。

(2) 豚肉骨粉等に牛等由来成分が混入することを防止（①及び②）するとともに、牛への誤用・流用を防止（③）。

① 豚肉骨粉等の原料収集先における牛等由来成分の分別

② 豚肉骨粉等の製造工程における牛等由来成分の分別

③ 豚肉骨粉等は肉骨粉供給管理票（マニフェスト）を付して輸送

(3) 豚肉骨粉等は牛等以外の家畜用飼料に使用し、牛用と豚・鶏・養殖魚用の飼料については、製造工程の分離、輸送・保管等の段階における交叉汚染の防止等により、牛用飼料に豚・鶏・養殖魚用の飼料が混入することを防止。